

随意契約締結状況

| | 物品等又は役務の名称及び数量 | 随意契約 担当部課の名称 及び所在地 | 随意契約を 締結した日 | 随意契約の相手方の氏 名及び住所 | 随意契約にかかる 契約金額 | 随意契約によることとした理由 | その他必要な事項 (備考) |
|---|---|---|----------------|---|------------------|--|------------------|
| 1 | 自動視力計 二式 | 日本赤十字社 熊本健康管理センター 事務部会計課 熊本市長嶺南2-1-1 | 平成23年5月23日 | 木村医療器株式会社 熊本市江越2-6-3 | 1,498,350 | 人間ドック業務の運用から検討した結果として機種を選定し、契約業者は当該機器の県内で数少ない直接販売代理会社であることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36号第3項） | |
| 2 | デジタルホルタ記録器 二式 | 日本赤十字社 熊本健康管理センター 事務部会計課 熊本市長嶺南2-1-1 | 平成23年6月22日 | フクダ電子西部南販売 株式会社 熊本市神水1-15-42 | 1,300,000 | 人間ドック業務の運用から検討した結果として機種を選定し、契約業者は当該機器の県内唯一の取扱業者であることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36号第3項） | |
| 3 | 無散瞳眼底カメラ 二式 | 日本赤十字社 熊本健康管理センター 事務部会計課 熊本市長嶺南2-1-1 | 平成23年7月22日 | フクダ電子西部南販売 株式会社 熊本市神水1-15-42 | 5,042,500 | 人間ドック・健康診断業務の運用から検討した結果として機種を選定し、契約業者は当該機器の県内唯一の取扱業者であることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36号第3項） | |
| 4 | 超音波診断装置 三式 | 日本赤十字社 熊本健康管理センター 事務部会計課 熊本市長嶺南2-1-1 | 平成23年6月22日 | 日立アロカメディカル 株式会社熊本営業所 熊本市平成2-4-12 | 16,485,000 | 人間ドック・健康診断業務の運用から検討した結果として機種を選定し、契約業者は当該機器の県内唯一の取扱業者であることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36号第3項） | |
| 5 | 電子スパイロメータ 二式 | 日本赤十字社 熊本健康管理センター 事務部会計課 熊本市長嶺南2-1-1 | 平成23年7月27日 | チェスト株式会社福岡 営業所 福岡市南区塩原2-10- 12 | 1,995,000 | 人間ドック業務の運用から検討した結果として機種を選定し、契約業者は当該機器の数少ない取扱業者であることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36号第3項） | |
| 6 | コンビオープン・ コンベクションオープン 各一式 | 日本赤十字社 熊本健康管理センター 事務部会計課 熊本市長嶺南2-1-1 | 平成23年9月5日 | 株式会社フジマック福 岡営業所 熊本市江津3-7-31 | 1,998,150 | 施設内五階厨房におけるドック給食業務の運用から検討した結果として機種を選定し、契約業者は当該機器の県内唯一の取扱業者であることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36号第3項） | |
| 7 | 超音波診断装置 一式 | 日本赤十字社 熊本健康管理センター 事務部会計課 熊本市長嶺南2-1-1 | 平成23年9月27日 | GEヘルスケア・ジャパ ン株式会社熊本営業所 熊本市江越2-11-11 | 2,992,500 | 人間ドック業務の運用から検討した結果として機種を選定し、契約業者は当該機器の県内唯一の取扱業者であることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36号第3項） | |
| 8 | 内視鏡室関連医療機器 一式 (内視鏡洗浄消毒装置・上部消化 管ビデオスコープ・下部消化管ビ デオスコープ等) | 日本赤十字社 熊本健康管理センター 事務部会計課 熊本市長嶺南2-1-1 | 平成23年11月29日 | 株式会社八尾日進堂 熊本市本荘5-10-26 | 17,900,000 | 人間ドック・健康診断業務の運用から検討した結果として機種を選定し、契約業者は当該機器の数少ない取扱代理店であること、また当該機器保守契約を締結していることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36号第3項） | |

随意契約締結状況

| | 物品等又は役務の名称及び数量 | 随意契約 担当部課の名称 及び所在地 | 随意契約を 締結した日 | 随意契約の相手方の氏 名及び住所 | 随意契約にかかる 契約金額 | 随意契約によることとした理由 | その他必要な事項 (備考) |
|----|---------------------|---|----------------|---|------------------|--|------------------|
| 9 | 婦人科検診台 二式 | 日本赤十字社 熊本健康管理センター 事務部会計課 熊本市長嶺南2-1-1 | 平成23年12月1日 | 株式会社八尾日進堂 熊本市本荘5-10-26 | 3,940,000 | 人間ドック・健康診断業務の運用から検討した結果として機種を選定し、契約業者は当該機器の唯一の取扱業者であることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36号第3項） | |
| 10 | デジタルマンモグラフィーシステム 一式 | 日本赤十字社 熊本健康管理センター 事務部会計課 熊本市長嶺南2-1-1 | 平成24年1月26日 | 富士フィルムメディカル株式会社九州地区営業本部 熊本市本荘5-10-26 | 31,500,000 | 人間ドック・健康診断業務の運用から検討した結果として機種を選定し、契約業者は当該機器の唯一の取扱業者であることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36号第3項） | |
| 11 | マンモグラフィ関連画像システム 一式 | 日本赤十字社 熊本健康管理センター 事務部会計課 熊本市長嶺南2-1-1 | 平成24年2月2日 | 東芝メディカルシステムズ株式会社熊本営業所 熊本市新市街11-18 | 14,910,000 | 人間ドック・健康診断業務の運用から検討した結果として機種を選定し、契約業者は当該機器の唯一の取扱業者であることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36号第3項） | |
| 12 | 眼圧計 一式 | 日本赤十字社 熊本健康管理センター 事務部会計課 熊本市長嶺南2-1-1 | 平成24年2月8日 | フクダ電子西部南販売株式会社 熊本市神水1-15-42 | 1,890,000 | 人間ドック・健康診断業務の運用から検討した結果として機種を選定し、契約業者は当該機器の唯一の取扱業者であることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36号第3項） | |